

行政系データ標準の動向

2019.6.25

一般財団法人全国地域情報化推進協会 吉本明平

日本における市区町村の業務データ標準について整理する。現在、市町村が業務に利用するデータ項目を規定する公的な標準は存在しない。結果、複数の標準仕様が併存している。本書ではそれらの成立経緯や目的、特性について整理した。

1 特定個人情報データ標準レイアウト

1.1 目的

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、番号法という）において定義された「情報提供ネットワークシステム」を介して交換される「特定個人情報」のデータレイアウトを定義する規格。

1.2 対象

番号法別表第2で定義される、機関をまたがって各事務間でやりとりされる特定個人情報 85 種類（2019年5月現在）を定義対象としている。

Excel シートでのデータ項目、レイアウトの提示と、XML での実装のための同内容の XML スキーマが提供されている。

情報提供ネットワークを介して交換されるデータはすべてこの特定個人情報データ標準レイアウトに従わなければならない。よって、市区町村はもちろん、情報提供ネットワークシステムに接続して情報交換をする各機関（都道府県、各府省等）は特定個人情報データ標準レイアウトをサポートする必要がある。

実際には情報提供ネットワークシステム自身の実装と、情報提供ネットワークシステムへの接点である「中間サーバー」の実装に反映される。市区町村の業務システムなどは中間サーバーに連携対象データを登録するため、間接的に影響を受ける。

1.3 保守

番号法及び主務省令の改正にあわせて毎年7月に公開される「年次改版」と、番号法の根拠法令改正に伴う情報連携対象機関の追加等に合わせて必要に応じて4か月おきに実施される「定期改版」がある。

年次改版では各年度当初にβ版が公開され、自治体の意見を照会したのち、主務省令の交付に合わせて7月に公開される。

改定は主務省令の所管省庁が担当し、総務省個人番号企画室が取りまとめる。自治体への

交付は総務省によってデジタル PMO を介して行われる。

1.4 設立経緯、特徴

2015 年に番号法に基づく連携対象の事務が定義され「番号法別表第 1 及び第 2 に規定される主務省令事項の整理について」が作成された。これは各法令の所管省庁による整理を内閣官房が取りまとめたものである。この整理をもとに、特定個人情報ごとに情報提供者、データ定義（項目名、データ型、項目説明等）について当該特定個人情報を使用する事務手続と紐づけた「特定個人情報データ標準レイアウト（事務手続対応版）」が 2016 年 9 月にリリースされた。その後、法令改正に合わせてメンテナンスが続いている。

特定個人情報データ標準レイアウトは番号法が対象とする事務手続きに関して法令所管の省庁が調査、作成したデータレイアウトである。「地方公共団体における番号制度の活用に関する研究会」の検討による「地方公共団体における番号制度の導入ガイドライン」などの影響を受けている。

法制度を基準に新規に作成された規格であるため、自治体既存の業務システム実装との乖離が問題視されている。中間サーバーはマイナンバー制度の導入に際して新規に構築された。よって、既存実装に依存しないデータレイアウトであることに問題はない。しかし、中間サーバーにこれらの情報をセットする元となる既存の業務システムからどのデータを取得するかなどを整理する際には既存のデータベース設計などとの整合性が問題となる。

地域情報プラットフォーム標準仕様や中間標準レイアウトはデータ項目作成時に参照されているが、基本的に新たに作られたデータ項目標準であり、完全な互換性はない。

2 地域情報プラットフォーム標準仕様

2.1 目的

市区町村が利用している業務システム間のデータ連携を実現する標準仕様。マルチベンダー間での情報連携を実現するために連携手順と連携対象のデータ項目を規定している。

市区町村が運用している各種業務は相互にデータ連携が必要である。従来、この連携についての基準がなかったため、同一ベンダーでシステムをそろえない場合、連携のための機能を個別実装段階で構築する必要があった。結果、コスト高となりマルチベンダー化の障壁となっていた。この問題を解決するための標準仕様である。

2.2 対象

市区町村の主要業務の中で、電算化が進んでおり、既にパッケージ製品がリリースされている代表的な業務である 26 業務（2019 年 5 月現在）を選定。その業務間の連携インタフェースを定義している。他の業務に情報を提供する側が対応した情報出力インタフェースを実装する方式となっている。

Excel シートでのデータ項目、レイアウトの提示と、XML での実装のための同内容の XML スキーマが提供されている。

市町村の業務システムは地域情報プラットフォーム標準仕様に準拠する義務はないが、マルチベンダーの実現による調達公平性実現の観点から、調達時の基準に準拠を求める市区町村が多い。結果、現在販売されている大多数の市区町村向け業務パッケージ製品は地域情報プラットフォーム標準仕様に準拠しており、デファクトスタンダードといえる。

2.3 保守

一般財団法人全国地域情報化推進協会 (APPLIC) において保守されている。同協会はパッケージベンダーなどの事業者と、地方公共団体の有志から構成される委員会体制を構築しており、委員会におけるベンダー、地方公共団体の合議によって標準仕様が更新されている。

毎年、法改正などによる修正がなされており、原則年に一回、3 月頃確定し 5 月ころ公開される。公開は同協会の Web サイトより会員向けに行われている。なお、過去年度の仕様については一般公開されている。

2.4 設立経緯、特徴

2003 年 12 月より総務省において開催された「地域における情報化の推進に関する検討会」が作成した「ユビキタスネット社会を実現する地域情報化戦略」(2005 年 3 月)の中で、高付加価値 ICT サービスの提供のための情報連携の重要性とそれを実現する基盤としての「次世代地域情報プラットフォーム」構想が打ち出された。

この構想を受け、2006 年 5 月に一般財団法人全国地域情報化推進協会 (APPLIC) が設立され、「地域情報プラットフォーム標準仕様」が策定された。初版のリリースは 2007 年 4 月である。

当初の「次世代地域情報プラットフォーム」構想では地域情報プラットフォームは市町村内部での情報連携のみならず、団体間や官民の連携も含めた地域全体の情報連携基盤を目指すものであった。しかしながら、市区町村の基幹業務保有情報に関する団体間連携や官民連携についてはマイナンバー制度の情報提供ネットワークによって実現されることとなったため、現在は市区町村内部でのデータ連携に関する標準仕様となっている。

地域情報プラットフォーム標準仕様は技術的には 2006 年ころの先端技術であった SOAP、XML を利用している。また、業務の分析においてはこれも 2006 年ころ総務省により実施されていた「自治体 EA 事業」の流れを汲み、全体最適化の視点で庁内のデータ連携を俯瞰的に整理している。

「次世代地域情報プラットフォーム」構想が SOA(Service Oriented Architecture)を目指していたため、地域情報プラットフォーム標準仕様による情報連携も原則、オンラインによる即時連携となっている。さらに全体最適化の観点から一つの情報は基本的にどれか一つの業務が保有しており、他の業務は必要に応じて情報を保有する業務のインタフェースを通じ

て都度情報を取得するアーキテクチャである。

地域情報プラットフォーム標準仕様は広く普及しており、業務にもよるが、70%以上の市区町村に実装済みのものも多くある。しかし、高い普及率を誇るものの、上述のようにオンラインの即時連携を前提としたアーキテクチャゆえに、オフラインでのバッチ連携がいまだ主流の市区町村における業務間連携との親和性が低く、実際の連携に活用されている部分は限定されている。

また、標準仕様としてパッケージ製品に対して準拠を強要する立場から、過剰に情報項目を定義してしまうと製品側の対応が困難となり、無理な対応がパッケージ製品価格に反映されてしまう可能性がある。そこで、どこの市区町村でも対応必須と考えられる情報項目に厳選する傾向にあり、結果、市区町村への導入段階で不足部分をカスタマイズ対応する必要がある。マルチベンダーにノンカスタマイズ対応ができない点への不満の声は多い。

特定個人情報データ標準レイアウトや中間標準レイアウトとは整合性を確保するよう、毎年の保守段階でチェックを行っている。

3 中間標準レイアウト

3.1 目的

市区町村の業務システム更新時における円滑なデータ移行を可能とするための移行フォーマットである。業務システムを他ベンダーのシステムへと乗り換える際、既存のデータベースから新規のデータベースへデータを移行する必要がある。従来はシステム構築段階に個別対応であったが、コスト高でありシステム移行の弊害となっていた。そこで移行対象データの、旧システムからすればエクスポート形式、新システムからすればインポート形式となるデータ標準が作成された。

3.2 対象

市区町村の主要業務の中で、自治体クラウドでの対応が進んでいる 23 業務（2019 年 5 月現在）を選定。データ移行用フォーマットを作成して用いる。

Excel シートでのデータ項目、レイアウトの提示と、XML での実装のための同内容の XML スキーマが提供されている。また、データ標準だけでなくこれを活用したデータ移行の手順を示した「中間標準レイアウト仕様利活用ガイド」も併せて公開している。

システム更新時のデータ移行フォーマットであるが、基本的には自治体クラウドにおいて実装されているクラウドシステムへの移行を想定している。

市区町村の業務システムは中間標準レイアウトに対応する義務はないが、自治体クラウド導入に関する補助金の要件とするなど、「電子自治体の取組みを加速するための 10 の指針」においても自治体クラウド対応にむけた指針として中間標準レイアウト対応が示されていることから、総務省によって強く対応が推奨されている。

3.3 保守

地方公共団体情報システム機構によって保守されている。実際には毎年度、同機構から委託された事業者によって保守されている。

毎年、法改正などによる修正がなされており、原則年に一回4月に公開されている。公開は総務省の自治体クラウドポータルサイトから行われている。

3.4 設立経緯、特徴

自治体クラウドの推進において、システム移行に係るコストが問題視された。特に既存システムベンダー側に対して必要な情報を必要な形式で出力させるために負担するコストが、俗に手切れ金などと言われ、課題であるとされた。

そこで、その解決策として今後自治体クラウドに実装される業務パッケージに対しては、導入当初から既定のデータフォーマットでの移行データ出力や入力を可能とするよう求めることとし、そのためのフォーマットとして中間標準レイアウトが定義された。

中間標準レイアウトは総務省による呼びかけの下、業務パッケージを開発している多くのベンダーの協力を得て、既存の業務パッケージ製品のデータベース設計をもとに作成された。2012年6月に第一版が公開されている。

特定個人情報データ標準レイアウトや地域情報プラットフォーム標準仕様が異なる業務や事務間のデータ連携フォーマットであるのに対し、中間標準レイアウトは同じ業務間のシステム移行フォーマットである。前者が外部に提供する出力データの標準化であるのに対して、後者はシステム内部で持つマスターデータベースの標準化に相当する。

マスターデータベースの移行フォーマットであることから、履歴含む過去データの扱いやデータベーステーブル間の整合性の取り方など難しい部分も多い。また、日常業務で使われる出力データフォーマットと違い、データ移行フォーマットは数年に一度のシステム更新の際にしか利用されず、参照される機会が少ない。これらの理由もあってなかなか普及が進んでいない。

地域情報プラットフォーム標準仕様と整合性をとることが宣言されており、毎年の法改正メンテナンスにおいて整合性がチェックされている。

以上